ICT活用工事の試行要領(土工1,000m3未満)

(趣旨)

第1条 この要領は、建設交通部が発注する工事において、「ICTの全面的な活用」 (以下、「ICT活用工事」という。)を試行するために、必要な事項を定めたもので ある。

(ICT活用工事)

第2条 ICT活用工事とは、原則、以下に示す施工プロセス(②③) において、ICTを 活用する工事とする。

また、「ICT土工1,000m3未満」という略称を用いることがある。

2 ICT活用工事の実施に当たっては、「ICT活用工事の手引き」によるものとする。

【施工プロセス】

① 起工測量

土工1,000m3未満においては該当無し。 従来手法による起工測量を原則とする。

② 3次元設計データ作成

①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来 形管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

②で作成した3次元設計データと、発注者が貸与する発注図データを用い、下記1)により施工を実施する。

但し、砂防工事など施工現場の環境条件により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

1) 3次元MG建設機械

※MG:「マシンガイダンス」の略称

④ 3次元出来形管理等の施工管理 土工1,000m3未満においては該当無し。

⑤ 3次元データの納品

土工1,000m3未満においては該当無し。

《表1 ICT施工技術と適用工種》

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督·監査	備考
+XP自				新設	修繕	施工管理	1用45
加工官 连	空中写真測量(無人航空機)を用いた 起工測量/出来形管理技術(土工)	測量	_	0	0	12252627	±Ι
	地上型レーザースキャナーを用いた 起工測量/出来形管理技術(土工)	測量	-	0	0	1328	±Ι
	TS等光波方式を用いた起工測量/出来形管 理技術(土工)	測量	_	0	0	16	土工河床等掘削
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量/ 出来形管理技術(土工)	測量	-	0	0	17	土工
	RTK-GNSSを用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量		0	0	18	土工
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを 用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量	_	0	0	142526	土工
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを 用いた起工測量/出来形管理技術(土工)	測量	-	0	0	15	±Ι
ICT建設機械による 施工	3次元マシンガイダンス技術	まきだし 敷均し 掘削 軽形 床堀 地盤改良	ICT 建設機械	0	0	-	

【凡例】〇:適用可能 一:適用外

- ① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編
- ② 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
- ③ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
- ④ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
- ⑤ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
- ⑥ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
- (7) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
- (8) RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)
- ⑨ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
- ⑩ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編
- ① 音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫工事編)(案)
- ① 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫工事編)(案)
- ③ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編
- (4) TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
- (15) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編
- (⑥ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(護岸工事編)(案)
- ① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編
- (®)施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理工・中層地盤改良工事編)(案)
- (19) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結エ(スラリー撹拌工)編
- ② 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(固結工(スラリー撹拌工)編)(案)
- ② 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編
- ② 3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(案)
- ② TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領
- ② TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領
- ② 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領
- ② 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領
- ②公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準-国土地理院
- ② UAVを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院
- 29 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案) 国土地理院
- ③ モバイル端末を用いた3次元計測技術(多点計測技術)

「ICT の全面的活用」を実施する上での技術基準類

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

(対象工事)

- 第3条 ICT活用工事の対象工事
 - ICT土工1,000m3未満の対象は、下記(1)に該当する工種とする。
 - (1) 対象工種
 - ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。
 - 1)河川土工、海岸土工、砂防土工
 - ・掘削工 (河床等掘削含む)
 - 盛土工
 - 法面整形工
 - 2) 道路土工
 - 掘削工
 - 路体盛土工

- 路床盛十工
- 法面整形工
- 3) その他

(1箇所あたりの施工規模が 1,000m3 未満となる土工に付随する場合のみ)

- 側溝工 (暗渠工)
- 暗渠工

(2) 適用対象外

従来施工において、土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)を適用しない工事は適用対象外とする。

(対象工事の発注)

- 第4条 各発注機関は指導検査課から試行対象工事について、実施内容等確認の依頼があった場合は、指導検査課に報告する。
- 2 発注機関は、試行対象工事の発注に当たり、公告文にICT活用工事の受注者希望型の対象とすることを明示するとともに、特記仕様書を添付し、発注手続きを行うこととする。
- 3 下記の作業内容の場合は、「ICT小規模土工」を適用する。
 - ・1箇所当りの施工土量が 100m3 程度までの掘削、積込み及びそれらに伴う運搬作業
 - ・1箇所当りの施工土量が 100m3 程度まで,又は平均施工幅1m未満の床掘り及びそれに伴う埋戻し,舗装版破砕積込(舗装厚5cm以内),運搬作業

(ICT活用工事の実施手続)

第5条 受注者希望型において、受注者が希望する場合、受注者はICT活用工事による 効果(工期短縮等)、具体的な工事内容・数量及び対象範囲を明示した協議書(ICT 施工を希望する旨の提案・協議)を発注者へ提出し、発注者が協議内容に同意し施工を 指示することにより、ICT活用工事を実施することができる。

(工事の精算)

第6条 積算基準は土木工事標準積算基準書(国土交通省)」及び国土交通省が定める「ICT活用工事(土工1,000m3未満)積算要領」、「ICT活用工事(砂防土工)積算要領」、「ICT活用工事(河床等掘削)積算要領」により必要な費用を計上することとする。

発注に当たっては、従来の積算基準を用いることとし、設計変更により、3次元設計データ作成及び第3条に示すICT対象工種の必要な費用を計上することとする。

(工事成績)

第7条 ICT活用工事を有効に実施したことが認められた場合は、工事成績の「施工管理」の「その他」項目で評価するとともに施工プロセス(②③)の実施範囲により「創意工夫」の項目で加点評価するものとする。

(監督・検査)

第8条 ICT活用工事を実施した場合の対象工種の監督・検査は、「ICT活用工事の 手引き」(京都府建設交通部)及び国土交通省が定めた表1に示す「ICT活用工事に 関する基準」により行うものとする。

(実施証明書)

第9条 土工1,000m3未満のみの施工においては発行しない。

附則

- この要領は、令和5年7月1日から施行する。
- この要領は、令和6年9月1日から改正する。